

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域データセンター整備促進税制の拡充・延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税4) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))
		② 上記以外の税目	(固定資産税:外)
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充・延長 】 【単独・ 主管 ・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税の特例(法人税)</p> <p>(ア) 内容</p> <p>地域のデータセンターを整備するものとして、特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)に基づいて総務大臣から認定された実施計画に従って取得し、事業の用に供した電気通信設備のうち、東京圏以外の地域に整備するもので、設置地域近傍からの利用を主たる目的とする一定の設備に限り、取得価格の一定割合を特別償却額として計上することが可能</p> <p>(イ) 対象設備</p> <p>実施計画に従って取得した電気通信設備</p> <p>①サーバー、②ルーター、スイッチ、電源装置、無停電電源装置、非常用発電機※1</p> <p>※1 ①の設備と同時に設置されるものに限る。</p> <p>(ウ) 措置内容</p> <p>法人税:取得価格の15%の特別償却</p> <p>(2) 地方税の特例(固定資産税)</p> <p>(ア) 内容</p> <p>地域のデータセンターを整備するものとして、特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づいて総務大臣から認定された実施計画に従って取得し、事業の用に供した電気通信設備のうち、首都直下地震緊急対策区域以外の地域に整備するもので、専ら同区域内のデータセンターのバックアップを目的とする一定の設備に限り、固定資産税の課税標準の特例を受けることが可能。</p> <p>(イ) 対象設備</p> <p>実施計画に従って取得した電気通信設備</p> <p>①サーバー、②ルーター、スイッチ、電源装置、無停電電源装置、非常用発電機※1</p> <p>※1 ①の設備と同時に設置されるものに限る。</p> <p>(ウ) 措置内容取得後3年分の課税標準の特例(軽減割合3/4)</p> <p>《要望の内容》</p> <p>5G や IoT 時代を見据え、今後地域での通信が活発化していく中で、地</p>	

		<p>域におけるデータ処理の核となるデータセンター等の整備を更に促進し、我が国のインターネットの持続可能性を向上させるとともに、地域経済の活性化を図るため、税制措置の拡充・延長等を図る。</p> <p>(1)現状、排他的な適用となっている助成金事業(地域特定電気通信設備共用事業)と選択的に適用可能とすること。</p> <p>(2)対象設備について、現在、サーバーと同時に設置される場合にのみ対象となるルーター・スイッチ等の電気通信設備について、サーバーを設置しない場合についても対象とすること。</p> <p>(3)地方税の地理的要件「首都直下型地域緊急対策区域以外の地域」を「東京圏以外」に変更すること。</p> <p>(4)国税の対象設備の目的要件「近傍からの利用」、地方税の対象設備の目的要件「首都直下型地域緊急対策区域のバックアップ」を求めないこと。</p> <p>(5)令和元年度末までとなっている特例措置を2年間(令和3年度末まで)延長すること</p> <p>(ア)内容 地域のデータセンターを整備するものとして、総務大臣から認定された実施計画に従って取得し、事業の用に供した電気通信設備のうち、東京圏以外の地域に設置するものに限り、取得価格の一定割合を法人税の特別償却額及び固定資産税の課税標準の特例を受けることが可能</p> <p>(イ)対象設備 実施計画に従って取得した電気通信設備 ①サーバー、ルーター、スイッチ、②電源装置、無停電電源装置、非常用発電機※1</p> <p>※1 ①の設備と同時に設置されるものに限る。</p> <p>(ウ)措置内容 法人税:取得価格の15%の特別償却 固定資産税:取得後3年分の課税標準の特例(軽減割合3/4)</p> <p>《関係条項》 ・電気通信基盤充実臨時措置法第4条 ・租税特別措置法第四十四条の五、第六十八条の二十六 ・地方税法附則第十五条第四十六項</p>
5	担当部局	総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成30年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成30年度要望にて新設
8	適用又は延長期間	令和4年3月31日まで (延長:2年間)

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>インターネットの利用が拡大し、トラフィックが増加している中、更にIoT時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれているところ、情報流通の要となるデータセンターやIX^{※1}・CDN^{※2}関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しがちなトラフィックを分散してトラフィック流通の効率化や国土強靱化を実現する。</p> <p>※1 Internet eXchange: インターネットにおけるトラフィックの交換拠点 ※2 Content Delivery Network: ユーザーに効率良くコンテンツを配信するための分散型情報配信システム</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>インターネットトラフィックの増加・IoTの普及や官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)の施行を踏まえ、今後地域で生まれるデータの急速な増大が予想される。</p> <p>他方、我が国のインターネットは、その大部分のトラフィックを都市部で交換する一極集中型の構成となっており、本来的には地域内で交換可能なトラフィックも都市部を経由して通信している。このような非効率的な通信により、ネットワークインフラを圧迫していることに加え、災害時等における脆弱性の要因ともなっている。</p> <p>このため、今後も増加が見込まれている地域のIoTデータ及び官民データの蓄積・活用並びに東京圏に集中しがちなデータやトラフィックの分散化を図り、地域内での情報の流通を円滑化するとともに、耐災害性を向上させるため、データセンターを全国に整備することが必要である。</p> <p>○成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定) II. 経済構造革新への基盤づくり I Society5.0の実現 1. デジタル市場のルール整備 (2) 新たに講ずべき具体的施策 ii) データ流通の促進 ② 流通・活用環境の整備 エ) ICTを活用した災害対応 トラフィックの混雑緩和と都市部での大規模災害発生時のリスク回避を図るため、電気通信事業者やコンテンツ事業者等、幅広い関係者による協議会を本年内に設立し、地域IXやCDN等の活用による地域分散型のネットワーク構成への移行を進める。</p> <p>○まち・ひと・しごと創生基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) V. 各分野の施策の推進 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する (2) Society5.0の実現に向けた技術の活用 地域IoTデータ等の地域内での流通・活用の基盤となる地域データセンターや地域IX・CDN等の地域分散型ネットワークの整備を支援する。</p>
---	------	--------------	---

		<p>○世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月21日閣議決定）</p> <p>目的</p> <p>第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>○ 国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）</p> <p>第1章 国土強靱化の基本的考え方</p> <p>4 特に配慮すべき事項 （民間投資の促進）</p> <p>民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等（例えば、バックアップの施設やシステムの整備等）を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み（例えば、認証制度、規制の見直し、税制の活用等）の具体化を着実に進める。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○ 政策評価体系</p> <p>平成29年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>【総務省政策評価基本計画（平成24年総務省訓令第17号）】</p> <p>V. 情報通信（ICT政策）</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>4. 情報通信技術利用環境の整備</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成30年度末時点の「1都3県のデータセンターのサーバールーム面積」^{*1}の「全国のデータセンターのサーバールーム面積」^{*2}における比率（以下「指標の比率」という。）を、平成30年度末時点で約56.79%であるものを、令和11（2029）年度末までの10年間で5割以下に下げることが目標とする。</p> <p>そのため、本税制により東京圏以外のデータセンターへの投資を後押しし、税制適用期間である令和3年度末までに、東京圏の比率を54.9%とし、地域分散を加速。</p> <p>^{*1} 民間調査（データセンタービジネス市場調査総覧（株式会社富士キメラ総研））における1都3県のサーバールーム面積</p> <p>^{*2} 民間調査（データセンタービジネス市場調査総覧（株式会社富士キメラ総研））における全国のサーバールーム面積</p>

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国内データセンターのうち首都直下地震緊急対策区域以外に立地するバックアップ用途のデータセンターの比率を向上させることは、データセンターが東京一極集中している状況に対し、データを同区域外に分散させることとなり、首都直下地震等が発生した場合においてデータセンターが同時被災し、サービスが停止することを最小限の規模に抑えることとなる。これにより、全体として情報通信基盤の機能が損なわれる度合が最小限に抑えられ、政策目的である、我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化が実現するものである。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>平成 30 年度 0 社(国税、地方税の適用実績) 令和元年度 2 社(国税適用見込み) 0 社(地方税適用見込み) 令和 2 年度 16 社(国税及び地方税それぞれ 8 社適用見込み) 令和 3 年度 18 社(国税及び地方税それぞれ 9 社適用見込み)</p> <p>※1 令和元年度の適用数については、実施計画の認定実績及び実施計画の認定申請予定(事業者からの聞き取り)により算定。 ※2 令和 2 年度及び令和 3 年度の適用数については主要 5 事業者団体中、3 事業者団体による聞き取り結果を反映。残り 2 事業者団体からの聞き取り結果により、適用見込み数は増える可能性がある。</p>
		② 適用額	<p>令和元年度:1,174 百万円 令和2年度:9,442 百万円 令和3年度:10,737 百万円</p> <p>※算出根拠 別紙参照</p>
		③ 減収額	<p>【法人税】平成 30 年度:0 百万円 令和元年度:40.87 百万円 令和 2 年度:164.3 百万円 令和 3 年度:186.83 百万円</p> <p>【法人住民税】平成 30 年度:0 百万円 令和元年度:5.27 百万円(見込み) 令和 2 年度:21.2 百万円(見込み) 令和 3 年度:24.1 百万円(見込み)</p> <p>【法人事業税】平成 30 年度:0 百万円 令和元年度:11.8 百万円(見込み) 令和 2 年度:47.45 百万円(見込み) 令和 3 年度:53.95 百万円(見込み)</p>

		<p>【固定資産税】</p> <p>令和元年度 0(百万円) 令和2年度 0(百万円)(見込み) 令和3年度 13.95(百万円)(見込み) 令和4年度 25.5(百万円)(見込み) 令和5年度 17.72(百万円)(見込み) 令和6年度 7.66(百万円)(見込み)</p> <p>※3 算出根拠 別紙参照</p>
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>平成30(2018)年末時点における指標の比率:56.79%(実績) 令和元(2019)年度末時点における指標の比率:56.24%(目標) 令和2(2020)年度末時点における指標の比率:55.58%(目標) 令和3(2021)年度末時点における指標の比率:54.90%(目標)</p> <p>※算出根拠は別紙参照</p> <p>○初期の目標の達成状況</p> <p>前回評価時の目標(「1都3県のデータセンターのサーバールーム面積」の「全国のデータセンターのサーバールーム面積」における比率を、10年間で1%下げる)については、既に達成しているものの、データセンター市場は、今後、年率7%程度の成長が見込まれる成長産業(※)であり、引き続き大きな需要が存在することから、時宜を捉えた政策誘導により、政策目的である地域データセンター整備を更に促進することが可能。</p> <p>他方で、本税制は、本年度末時点で適用見込みが2件と、事業者のニーズを適切に汲み取れていない状況であり、今般、適用要件の緩和を要望しているもの。(事業者団体へのヒアリングに基づき、要件緩和により大きな適用件数増を見込んでいる)</p> <p>※データセンタービジネス市場規模の年平均成長率は、2018年から2023年で6.6%と見込まれている。(出典:データセンタービジネス市場規模調査総覧2019年版(株式会社フジキメラ総研))</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>データセンターの整備は、純粋な経済合理性に委ねた場合、東京圏へ集中することとなるため、税制支援により電気通信事業者に東京圏以外にデータセンターを整備するインセンティブを与えることが重要。</p> <p>また、総務省で実施した「ネットワーク中立性に関する研究会」の中間報告書(H.31.4)においては、「地域におけるトラフィック交換の促進を通じて通信品質や耐災害性の向上を実現するため、これまでのデータセ</p>

ンターの地域分散支援に加え、地域 IX や CDN の活用に向けた関係事業者の取組を支援することが望まれる。」との提言がなされており、引き続き本支援策を実施することが求められている。

地域データセンター整備にかかる税制支援に対する電気通信事業者のニーズは高いものの、そのニーズに応えられていないことが現行制度の問題点であり、今般の税制改正により是正していく必要がある。

なお、定量的に本税制の効果を分析すると以下となる。

○税制効果の定量的分析

平成30年度の対象設備の投資額は
157,070 百万円
であり、
平成30年度の増加サーバールーム面積が
32,140m²
であり、
平成30年度の全国のサーバールーム面積は、
1,378,900m²
である。

平成30年度の投資額と増加サーバールーム面積の比率より令和元年以降に本税制が適用された場合の1社あたりの地域におけるサーバールーム増加面積を以下のとおり算出できる。

令和元年度 120m²
令和2年度 121m²
令和3年度 122m²

平成30年度の全国のサーバールーム面積と令和元年以降のサーバールームの面積の増加予測値より、令和元年以降の全国のサーバールーム面積を算出し、上記で算出した1社あたりのサーバールーム増加面積の全国サーバールーム面積に対する割合を算出すると以下となる。

令和元年度 0.0085%
令和2年度 0.0083%
令和3年度 0.0082%

本税制が適用された場合、各年度の適用数と全国サーバールーム面積に対する1社あたりのサーバールーム増加面積の割合を掛け合わせた以下の割合で地域のデータセンターが増えることが推計される。

令和元年度 0.017%(適用見込み数 2(国税のみ))
令和2年度 0.133%(適用見込み数 16(国税・地方税各 8))
令和3年度 0.148%(適用見込み数 18(国税・地方税各 9))

また、平成 28 年度の1都3県のデータセンターの割合 57.85%が、平成

			<p>30年度に56.79%となったことを踏まえると、助成事業等の効果により単年度毎に0.53%程度地域データセンター割合が増えることが予測できる。</p> <p>よって、本税制と助成事業の効果を合わせた各年度の地域データセンターの増加割合は以下のとおり推計できる。</p> <p>令和元年度 0.547% 令和2年度 0.663% 令和3年度 0.678%</p> <p>なお、本目標の達成状況については、毎年度発行される「データセンタービジネス市場調査総覧」の1都3県以外のデータセンターの割合により確認するものとする。</p> <p>※算出根拠は、別紙参照</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>地域のデータセンター関連設備への投資促進を図ることにより、地域の情報流通が円滑化され、地域経済の活性化に資する。また、首都直下地震等の大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧を速やかに行うことが可能となり、社会的・経済的損失を与えることができるため、税収減を是認する効果があると考えられる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターは、同区域内のデータセンターとの比較において、通信費用等の面で不利な状況にあることが、データセンターが同区域に一極集中することの主要な要因の一つである。また、本税制の政策目的である情報通信基盤の耐災害性の強化にあたっては、首都直下地震緊急対策区域以外の地域へのデータセンターの新設・増設による、地域データセンターへのバックアップ比率の向上が必要であり、税制措置による公平で幅広い効果を発揮させることが適当であると考えられる。</p> <p>○補助金と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由 首都直下地震緊急対策区域のデータセンターは、それぞれ災害に対する備えに違いがあるものの、首都直下地震等での被害、たとえばどの地域が電力供給停止になるのか等は予測することが難しく、どのデータセンターでも被害を受ける可能性がある。この点、広く、首都直下地震緊急対策区域以外に立地するデータセンターの事業者全体の底上げが必要であり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当である。</p> <p>○規制の創設と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由 法令に定め規制により地方立地の義務づけ等を行うことについては、データセンター事業者（提供側）または利用する個人・企業等（利用側）に首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンターを利用することを求めることとなる。この点、前者については、当該区域において</p>

			のみ事業を行う事業者にとって経営や営業の自由を過度に制限することとなり、実現困難である。また、後者では、災害への対応の在り方が業種や事業形態、規模等で異なり、実効性のある規制を創設することは実質的に困難である。さらに、新規の規制の創設が可能であっても、一般的に義務づけ等を行う際には経過措置の期間が設定され、結果、相応の期間がかかるため、税制措置による支援は適切であると考え
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本件租税特別措置により整備される設備を用いる事業は、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。)第4条の「通信の秘密の保護」をはじめ、事業の休廃止等に関する規律(法第 18 条等)、消費者保護に関する規律(法第 26 条等)、電気通信設備に関する規律(法第 41 条等)等が適用される。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価:平成 29 年 8 月(H29 総務 01)

地域データセンター整備促進税制による減収額及び税制特別装置等の直接的効果について

1. 地域データセンター整備促進税制による減収額

データセンタービジネス市場調査総覧2019のデータを活用し、以下のとおり各税制にかかる1社あたりの減収額が算出できる。

(ア) 法人税

- ① 平成2018年末時点のデータセンター事業者数 292社
 ② データセンター税制対象設備の投資額 (単位：円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
171,450,000,000	172,330,000,000	174,180,000,000

- ③ 1社あたりのデータセンター税制対象設備の投資額 (単位：円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
587,157,534	590,171,233	596,506,849

※②÷①で各年度の投資額を算出

- ④ 法人税の適用数を踏まえたデータセンター税制対象設備の投資額 (単位：円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,174,315,068	4,721,369,864	5,368,561,641

※③× [各年度の適用数]

- ⑤ 法人税に係る1社あたりの減収額 (単位：円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
20,433,082	20,537,959	20,758,438

※[該当年度の1社あたりの適用額] × [特別償却率15%] × [法人税率23.2%]

- ⑥ 法人税に係る適用数を踏まえた減収額 (単位：円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
40,866,164	164,303,671	186,825,945

※ [該当年度の適用見込み数] × [該当年度の1社あたりの適用額] × [特別償却率15%] × [法人税率23.2%]

(イ) 法人住民税

- ① 法人税に係る適用数を踏まえた減収額 (単位：円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度
40,866,164	164,303,671	186,825,945

② 法人住民税の減収額（単位：円）

令和元年度	令和2年度	令和3年度
5,271,735	21,195,174	24,100,547

※ [該当年度の法人税減収額] × [法人住民税率 12.9%]

(ウ) 法人事業税

① 適用数を踏まえたデータセンター税制対象設備の投資額（単位：円）

令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,174,315,068	4,721,369,864	5,368,561,641

② 法人事業税の減収額（単位：円）

令和元年度	令和2年度	令和3年度
11,801,866	47,449,767	53,954,044

※ [該当年度の適用額] × [特別償却率 15%] × [法人事業税率 6.7%]

(エ) 固定資産税

1. サーバー（5年償却）

- ① 令和元年度投資見込額^{※1}：0（百万円） ※適用見込み数0社あたりの対象設備投資見込額
- ② 令和2年度投資見込額^{※1}：2,901（百万円） ※適用見込み数8社あたりの対象設備投資見込額
- ③ 令和3年度投資見込額^{※1}：3,350（百万円） ※適用見込み数9社あたりの対象設備投資見込額
- ④ 半年償却率：0.1845
- ⑤ 償却率：0.369
- ⑥ 課税標準：3/4
- ⑦ 固定資産税率：1.4%

令和2年度減税額：0円

令和3年度減税額：② × (1 - ④) × (1 - ⑥) × ⑦ = 8,281,235円

令和4年度減税額：(② × (1 - ④) × (1 - ⑤) + ③ × (1 - ④)) × (1 - ⑥) × ⑦
= 14,788,174円

令和5年度減税額：(② × (1 - ④) (1 - ⑤)² + ③ × (1 - ④) (1 - ⑤)) × (1 - ⑥) × ⑦
= 9,331,338円

令和6年度減税額：③ × (1 - ④) (1 - ⑤)² × (1 - ⑥) × ⑦ = 3,807,500円

※1 データセンタービジネス市場調査総覧 2019（(株)富士キメラ総研）の投資見込額と適用見込み数から計算

2. 無停電電源装置（UPS）（6年償却）

- ① 令和元年度投資見込額^{※2}：0（百万円） ※適用見込み数0社あたりの対象設備投資見込額

- ② 令和2年度投資見込額^{※2}：284（百万円） ※適用見込み数8社あたりの対象設備投資見込額
- ③ 令和3年度投資見込額^{※2}：308（百万円） ※適用見込み数9社あたりの対象設備投資見込額
- ④ 半年償却率：0.1595
- ⑤ 償却率：0.319
- ⑥ 課税標準：3/4
- ⑦ 固定資産税率：1.4%

令和2年度減税額：0円

令和3年度減税額： $② \times (1 - ④) \times (1 - ⑥) \times ⑦ = 834,167$ 円

令和4年度減税額： $(② \times (1 - ④) \times (1 - ⑤) + ③ \times (1 - ④)) \times (1 - ⑥) \times ⑦$
 $= 1,474,772$ 円

令和5年度減税額： $(② \times (1 - ④) (1 - ⑤)^2 + ③ \times (1 - ④) (1 - ⑤)) \times (1 - ⑥) \times ⑦$
 $= 1,004,320$ 円

令和6年度減税額： $③ \times (1 - ④) (1 - ⑤)^2 \times (1 - ⑥) \times ⑦ = 420,494$ 円

※2 データセンタービジネス市場調査総覧 2019（(株)富士キメラ総研）の投資見込額と適用見込み数から計算

3. ルーター&スイッチ&電源装置（9年償却）

- ① 令和元年度投資見込額^{※3}：0（百万円） ※適用見込み数0社あたりの対象設備投資見込額
- ② 令和2年度投資見込額^{※3}：1,091（百万円） ※適用見込み数8社あたりの対象設備投資見込額
- ③ 令和3年度投資見込額^{※3}：1,248（百万円） ※適用見込み数9社あたりの対象設備投資見込額
- ④ 半年償却率：0.113
- ⑤ 償却率：0.226
- ⑥ 課税標準：3/4
- ⑦ 固定資産税率：1.4%

令和2年度減税額：0円

令和3年度減税額： $② \times (1 - ④) \times (1 - ⑥) \times ⑦ = 3,387,732$ 円

令和4年度減税額： $(② \times (1 - ④) \times (1 - ⑤) + ③ \times (1 - ④)) \times (1 - ⑥) \times ⑦$
 $= 6,495,500$ 円

令和5年度減税額： $(② \times (1 - ④) (1 - ⑤)^2 + ③ \times (1 - ④) (1 - ⑤)) \times (1 - ⑥) \times ⑦$
 $= 5,027,517$ 円

令和6年度減税額： $③ \times (1 - ④) (1 - ⑤)^2 \times (1 - ⑥) \times ⑦ = 2,320,458$ 円

※3 データセンタービジネス市場調査総覧 2019（(株)富士キメラ総研）の投資見込額と適用見込み数から計算

4. 非常用発電機（15年償却）

- ① 令和元年度投資見込額^{※4}：0（百万円） ※適用見込み数0社あたりの対象設備投資見込額
- ② 令和2年度投資見込額^{※4}：445（百万円） ※適用見込み数8あたりの対象設備投資見込額
- ③ 令和3年度投資見込額^{※4}：462（百万円） ※適用見込み数9あたりの対象設備投資見込額
- ④ 半年償却率：0.071
- ⑤ 償却率：0.142
- ⑥ 課税標準：3/4

⑦ 固定資産税率：1.4%

令和2年度減税額：0円

令和3年度減税額： $(2) \times (1 - (4)) \times (1 - (6)) \times (7) = 1,447,586$ 円

令和4年度減税額： $(2) \times (1 - (4)) \times (1 - (5)) + (3) \times (1 - (4)) \times (1 - (6)) \times (7)$
 $= 2,745,290$ 円

令和5年度減税額： $(2) \times (1 - (4)) \times (1 - (5))^2 + (3) \times (1 - (4)) \times (1 - (5)) \times (1 - (6)) \times (7)$
 $= 2,355,459$ 円

令和6年度減税額： $(3) \times (1 - (4)) \times (1 - (5))^2 \times (1 - (6)) \times (7) = 1,106,647$ 円

※4 データセンタービジネス市場調査総覧 2019 ((株)富士キメラ総研)の投資見込額と適用見込み数から計算

以上より、各年度の減収額が以下のとおり算出される。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0	13,950,720	25,503,737	17,718,634	7,655,100

(参考 各年度の各対象設備に係る投資額 (単位：円))

各年度の各対象設備に係る投資額はデータセンタービジネス事業調査総覧2019の実数により、以下となる。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サーバー&ストレージ	103,000,000,000	105,900,000,000	108,700,000,000
ルーター・スイッチ・電源装置	39,460,000,000	39,830,000,000	40,480,000,000
UPS	10,240,000,000	10,350,000,000	10,000,000,000
非常用電源	18,750,000,000	16,250,000,000	15,000,000,000

これを、データセンタービジネス事業調査総覧2019の平成2018年末時点のデータセンター事業者数292で割ると、1社あたりの投資額が以下のとおり算出される。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サーバー&ストレージ	352,739,726	362,671,233	372,260,274
ルーター・スイッチ・電源装置	135,136,986	136,404,110	138,630,137
UPS	35,068,493	35,445,205	34,246,575
非常用電源	64,212,329	55,650,685	51,369,863

さらに、各年度の固定資産税にかかる適用数を乗じると以下となる。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サーバー&ストレージ	0	2,901,369,863	3,350,342,466
ルーター・スイッチ・電源装置	0	1,091,232,877	1,247,671,233
UPS	0	283,561,644	308,219,178
非常用電源	0	445,205,479	462,328,767

2. 達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果

データセンタービジネス市場調査総覧2019より、平成30年度の全データセンター事業者の対象設備の投資額は

157,070百万円

であり、平成30年度の全国のデータセンターにおける増加サーバールーム面積が

32,140m²

であり、これよりデータセンター事業者1社あたりのサーバールーム面積は以下のとおり増加すると予測される

令和元年度	令和2年度	令和3年度
120	121	122

※1 単位は平方メートル

※2 $(\text{該当年度の1社あたりのデータセンター税制対象設備の投資額}) \times \{ (\text{平成30年度の増加サーバールーム面積}) \div (\text{平成30年度のデータセンター税制対象設備の投資額}) \}$

また、データセンター事業者全体のサーバールーム面積は以下のとおり増加すると予測される

令和元年度	令和2年度	令和3年度
35,082	35,263	35,641

※1 単位は平方メートル

※2 $(\text{該当年度のデータセンター税制対象設備の投資額}) \times \{ (\text{平成30年度の増加サーバールーム面積}) \div (\text{平成30年度のデータセンター税制対象設備の投資額}) \}$

データセンタービジネス市場調査総覧2019より、平成30年度の全国のサーバールーム面積は

1,378,900m²

であるため、令和元年以降の全国のサーバールーム面積は以下のとおり算出できる。

令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,413,982	1,449,245	1,484,886

※1 単位は平方メートル

※2 $(\text{該当年度のサーバールーム面積}) = (\text{前年度のサーバールーム面積}) + (\text{該当年度のサーバールームの増加面積})$

地域データセンター整備促進税制が活用され、東京圏以外の地域においてデータセンター設備が増強された場合には、地域のデータセンターのサーバールームの面積は1社あたり以下の割合増加することが見込まれる

令和元年度	令和2年度	令和3年度
0.0085	0.0083	0.0082

※1 単位はパーセント

※2 $(\text{データセンター事業者1社あたりのサーバールーム増加面積}) \div (\text{データセンター事業者全体のサーバールーム面積}) \times 100$

これに各年度の適用数をかけて合計すると、以下となる。

令和元年度	令和2年度	令和3年度
0.0170	0.1336	0.1479

また、平成28年度の1都3県のデータセンターの割合57.85%が、平成30年度に56.79%となったことを踏まえると、助成事業等の効果により単年度毎に0.53%程度地域データセンターの割合が増えることが予測できる。

よって、本税制と助成事業等の効果を合算すると地域データセンターの割合は各年度以下のとおり増加が見込まれる。

令和元年度	令和2年度	令和3年度
0.5470	0.6636	0.6779

上記より、1都3県のデータセンターの割合は、以下のとおり減少することが見込まれる。

令和元年度	令和2年度	令和3年度
56.2430	55.5794	54.9015

令和4年度以降も令和元年から令和3年度までの平均値となる0.63%ずつ地域データセンターの割合が増加すると予測すると、令和11年度末には、1都3県のデータセンターの割合は49.87%

となるが見込まれる。

以上より、令和元年度から令和3年度までの目標値及び10年で1都3県のデータセンターの割合を5割以下という目標を掲げている。